

特定個人情報保護評価書(基礎項目評価書)

評価書番号	評価書名
2	予防接種関係に関する事務 基礎項目評価書

個人のプライバシー等の権利利益の保護の宣言

あきる野市は、予防接種関係に関する事務における特定個人情報ファイルの取り扱いについて、特定個人情報の漏えいその他事態の発生によるリスクを分析し、個人のプライバシー等の権利利益に与える影響を充分認識するとともに、このようなリスクを軽減するための適切な措置を講じることを宣言する。

特記事項

全職員が毎年セキュリティ研修を受講している。

評価実施機関名

あきる野市長

公表日

令和3年3月12日

I 関連情報

1. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務	
①事務の名称	予防接種関係に関する事務
②事務の概要	予防接種法(昭和23年法律第68号)並びに新型インフルエンザ等対策特別措置法(平成24年法律第31号)に基づき、各種予防接種に関する事務をそれぞれ行う。 ①接種対象者の確認 ②接種実施記録 ③番号法別表第二に記載されている提供側業務について、業務情報を情報提供ネットワークシステムに提供する。 ④番号法別表第二に記載されている照会側業務について、業務情報を情報提供ネットワークシステムを使用して取得する。
③システムの名称	健康情報システム、団体内統合宛名管理システム、中間サーバー
2. 特定個人情報ファイル名	
予防接種対象者ファイル	
3. 個人番号の利用	
法令上の根拠	番号法第9条第1項、別表第一項番10 番号法別表第一の主務省令で定める事務を定める命令 第10条 第67条の2 予防接種法第5条 新型インフルエンザ等対策特別措置法(平成24年法律第31号)による予防接種の実施に関する事務(項番93の2)
4. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携	
①実施の有無	[実施する] <選択肢> 1) 実施する 2) 実施しない 3) 未定
②法令上の根拠	番号法第19条第7号及び別表第二項番16の2 新型インフルエンザ等対策特別措置法による予防接種の実施に関する事務(別表第二項番115の2) 番号法第19条第7号及び別表第二項番16の2,17,18,19 番号法別表第二の主務省令で定める事務及び情報を定める命令 第13条 新型インフルエンザ等対策特別措置法による予防接種の実施に関する事務(別表第二項番115の2)
5. 評価実施機関における担当部署	
①部署	健康福祉部健康課
②所属長の役職名	健康福祉部健康課長
6. 他の評価実施機関	
7. 特定個人情報の開示・訂正・利用停止請求	
請求先	〒197-0814 東京都あきる野市二宮350番地 総務部総務課法規係 電話042-558-1111(代)
8. 特定個人情報ファイルの取扱いに関する問合せ	

連絡先

〒197-0814 東京都あきる野市二宮350番地
健康福祉部健康課 電話042-558-1111(代)

II しきい値判断項目

1. 対象人数		
評価対象の事務の対象人数は何人が	[1万人以上10万人未満]	<選択肢> 1) 1,000人未満(任意実施) 2) 1,000人以上1万人未満 3) 1万人以上10万人未満 4) 10万人以上30万人未満 5) 30万人以上
いつ時点の計数か	令和2年4月1日 時点	
2. 取扱者数		
特定個人情報ファイル取扱者数は500人以上か	[500人未満]	<選択肢> 1) 500人以上 2) 500人未満
いつ時点の計数か	令和2年4月1日 時点	
3. 重大事故		
過去1年以内に、評価実施機関において特定個人情報に関する重大事故が発生したか	[発生なし]	<選択肢> 1) 発生あり 2) 発生なし

III しきい値判断結果

しきい値判断結果
基礎項目評価の実施が義務付けられる

IV リスク対策

1. 提出する特定個人情報保護評価書の種類		
[基礎項目評価書]		<選択肢> 1) 基礎項目評価書 2) 基礎項目評価書及び重点項目評価書 3) 基礎項目評価書及び全項目評価書 2)又は3)を選択した評価実施機関については、それぞれ重点項目評価書又は全項目評価書において、リスク対策の詳細が記載されている。
2. 特定個人情報の入手(情報提供ネットワークシステムを通じた入手を除く。)		
目的外の入手が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
3. 特定個人情報の使用		
目的を超えた紐付け、事務に必要な情報との紐付けが行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
権限のない者(元職員、アクセス権限のない職員等)によって不正に使用されるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託 []委託しない		
委託先における不正な使用等のリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
5. 特定個人情報の提供・移転(委託や情報提供ネットワークシステムを通じた提供を除く。) []提供・移転しない		
不正な提供・移転が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
6. 情報提供ネットワークシステムとの接続 []接続しない(入手) []接続しない(提供)		
目的外の入手が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている

不正な提供が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
7. 特定個人情報の保管・消去		
特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
8. 監査		
実施の有無	[<input type="radio"/>] 自己点検	[<input type="radio"/>] 内部監査 [] 外部監査
9. 従業者に対する教育・啓発		
従業者に対する教育・啓発	[十分に行っている]	<選択肢> 1) 特に力を入れて行っている 2) 十分に行っている 3) 十分に行っていない

変更箇所

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
平成29年4月1日	I 関連情報5. 評価実施機関における担当部署②所属長	健康福祉部健康課長 川久保 明	健康福祉部健康課長 坂本 雅典	事後	人事異動による
平成30年5月21日	I 関連情報5. 評価実施機関における担当部署②所属長の役職	健康福祉部健康課長 坂本雅典	健康福祉部健康課長	事後	特定個人情報保護評価に関する規則の一部を改正する個人情報保護委員会規則(平成30年個人情報保護委員会規則第2号。)及び特定個人情報保護評価指針の一部を変更する件(平成30年個人情報保護委員会告示第2号。)により、所属長氏名の記載廃止
令和1年6月28日	IVリスク対策	なし	IVリスク対策 「1～9」項目新規追加	事後	特定個人情報保護評価に関する規則の一部を改正する個人情報保護委員会規則(平成30年個人情報保護委員会規則第2号。)及び特定個人情報保護評価指針の一部を変更する件(平成30年個人情報保護委員会告示第2号。)により、リスク対策の記載追加
令和2年4月1日	再実施	なし	特定個人情報保護評価に関する規則第15条及び特定個人情報保護評価指針に基づき、5年経過前に特定個人情報保護評価を再実施した。	事後	新型コロナウイルス感染症の発生に伴い、当該評価の調整が困難であったため

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
令和3年3月12日	I 関連情報 1. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務 ②事務の概要	予防接種法に基づき、予防接種情報の管理、データ分析等の処理を行う。 予防接種の実施対象者の把握	予防接種法(昭和23年法律第68号)並びに新型コロナウイルス感染症等特別措置法(平成24年法律第31号)に基づき、各種予防接種に関する事務をそれぞれ行なう。 ①接種対象者の確認 ②接種実施記録 ③行政手続きにおける特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(以下「番号法」という)別表第二に記載されている提供側業務について、業務情報を情報提供ネットワークシステムに提供する。 ④番号法別票第二に記載されている照会側業務について、業務情報を情報提供ネットワークシステムを使用して取得する。	事前	特定個人情報88番(新型コロナウイルス感染症等対策特別措置法による予防接種の実施に関する情報)が追加されることによるもの
令和3年3月12日	3. 個人番号の利用 法令上の根拠	番号法第9条第1項、別表第一 項番10、予防接種法第5条等	行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(以下「番号法」という)。 第9条第1項 別表第一 10の項 番号法別表第一の主務省令で定める事務を定める命令 第10条 第67条の2 新型コロナウイルス感染症等対策特別措置法(平成24年法律第31号)による予防接種の実施に関する事務(93の2の項)	事前	特定個人情報88番(新型コロナウイルス感染症等対策特別措置法による予防接種の実施に関する情報)が追加されることによるもの
令和3年3月12日	4. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携 ②法令上の根拠	番号法第19条第7号、別表第二の16項の2、17項、18項、19項、予防接種法施行規則第10条等	【情報提供の根拠】 番号法第19条第7号及び別表第二 16の2の項 新型コロナウイルス感染症等対策特別措置法による予防接種の実施に関する事務(115の2の項) 【情報照会の根拠】 番号法第19条第7号及び別表第二 16の2,17,18,19の項 番号法別表第二の主務省令で定める事務及び情報を定める命令 第13条 新型コロナウイルス感染症等対策特別措置法による予防接種の実施に関する事務(115の2の項)	事前	特定個人情報88番(新型コロナウイルス感染症等対策特別措置法による予防接種の実施に関する情報)が追加されることによるもの